

「現地訪問調査業務」の委託契約に係る仕様書

- 1 委託業務名 現地訪問調査業務
- 2 実施期間 令和8年5月11日から令和9年3月31日まで
- 3 業務目的
遠隔地在住の本市が指定する者（以下「対象者」という。）について、状況把握と接触機会の拡大を図り、今後の債権管理及び回収を効率的に進めることを目的とする。
- 4 業務内容
 - (1) 調査等内容
契約締結後、大津市役所（以下「市役所」という。）から示された調査依頼書にある対象者について、現地訪問により、以下のアからカの項目について調査等することとし、調査報告書により報告する。
 - ア 居住の有無(存在有無)の確認
対象者の居住(存在)の有無を確認する。
 - イ 建物概要
物件概要、家屋形態、管理状態等について調査する。依頼課の希望があった場合には、当該建物のうち指定箇所の写真を撮影する。
 - ウ 生活状況
同居者の有無、帰宅状況、在宅時間、表札・看板、電気メーター、郵便物、洗濯物、車両有無、生活程度等について調査する。
 - エ その他調査メモ
ア～ウによる調査において補足するべきものやその他特筆するべきものについて記載する。
 - オ 連絡依頼文書の手交等
調査の際に、対象者と面談できた場合は、連絡依頼文書を手交することとし、家族や同居者と面談も対象者不在の場合は、連絡依頼文書を投函する。
対象者宅不在の場合は、表札や郵便ポストの目視確認及び周辺への聞き取り調査等により、姓が確認できた場合は連絡依頼文書を投函する。
なお、家族や同居者との面談又は第三者からの聞き取りにより非居住又は死亡を確認した場合は投函せず、その状況を具体的に調査メモに記載する。
 - カ 居住状況が判断出来ない場合の連絡依頼文書の手交等
建物に対象者の居住について表札や郵便ポストに表記が無く判断不能であっても、住所を確定しライフラインが稼働している又は本人宛の郵便物を目視確認できた場合は、連絡依頼書を投函する。
なお、居住状況が判断出来ない場合の連絡依頼文書の手交等について、前述以外の詳細な判断は、契約締結後に市役所と受託者とで改めて協議し決定する。

(2) 対象者

市役所が受託者に提示する者で、日本国内の全ての地域（離島を除く。以下同じ。）に居住（所在）する者。

なお、対象者については、市役所から受託者あてに電子データにより提示することとする。

(3) 連絡依頼文書

(1)で投函する連絡依頼文書は受託者が作成し、受託者として記載すべき事項に加え、ア～ウの内容を表記すること。

ア 訪問日時

イ 市役所連絡先

① 担当所属名（例：大津市役所●●課●●係）

② 電話番号（担当所属に合わせ変更）

ウ 市役所における電話の受付期間及び時間（文面は次のとおり）

受付期間は、土・日・祝日・年末年始の大津市役所の休日※を除く。
受付時間は、大津市役所の休日を除き、午前10時から午後5時まで
※大津市役所の休日：大津市の休日をも定める条例（平成元年条例第67号）第1条に規定する休日

(4) 調査結果の報告

上記(1)の調査結果について、原則として依頼日の翌日から起算して30日以内に市役所に調査報告書を電子データにより提出する。

(5) 調査依頼書及び調査報告書の電子データの受け渡し方法

電子データは暗号化し市役所の指定するファイル交換システムによる受け渡しを行うこととする。

前述の方法では受託者のシステム上対応出来ない場合の受け渡し方法については、契約締結後に市役所と受託者とで改めて協議し決定する。

なお、市役所からの調査依頼書の提示は10回程度とする。

(6) 調査に関するその他の条件等

委託業務は、日本国内の全ての地域の対象者について対応することとし、1件あたりの金額は、調査する地域に関わらず全国一律（交通費含む）とする。

5 予定件数

現地訪問調査 250件（収納課200件、市民税課30件、資産税課20件）

現地写真撮影 10件（現地訪問調査に追加して行う）

※なお、上記件数は予定件数であり、年間件数を保証するものではない。

6 提供物及び納入成果物の管理等

(1) 受託者は、委託業務に関して市役所が開示した情報（公知の情報は除く。以下同じ。）及び契約履行過程で生じた納入成果物に関する情報を目的以外に使用又は第三者に開示若しくは漏洩してはならない。

(2) 受託者は、委託業務を実施するにあたり、市役所から入手した資料、委託業務によ

- り入手した情報を含む全ての資料の取扱いについては、厳正な管理及び取扱いを行う。
- (3) 本契約履行過程で生じた納入成果物に関し、著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に定める権利に含まれる全ての著作権及び営業秘密は市役所に帰属し、市役所が独占的に使用するものとする。
 - (4) 調査業務中、受託者の責に帰す事由により生じた債務者等との紛争については、市役所は一切責任を負わない。
 - (5) 上記(1)から(4)については、委託業務終了後においても同様とする。

7 業務の実施に要する資格

業務の実施においては、次に掲げる全ての要件を満たさなければならない。

- (1) 債権管理回収に関する特別措置法（平成10年法律第126号）第3条の規定による法務大臣の許可を受け、かつ、現地調査業務の兼業について同法第12条ただし書の規定による承認を受けていること。
- (2) 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）第4条第1項の規定による探偵業の届出書を提出したことを疎明した者であること。
- (3) 個人情報の取扱いについて、プライバシーマーク又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の規格ISO/IEC27001を取得していること。
- (4) 契約期間中は(1)から(3)に掲げる資格を喪失する若しくは有効期間の終了により失効してはならない。契約期間中に資格有効期間の終了日を迎える場合は、失効前に必ず更新するものとし、更新したことを証明する書類を本市へ提出すること。

8 その他

業務の実施にあたっては、市役所との連携を密にし、疑義が生じた場合は、市役所と協議すること。

以上